

会 員 規 程 (201)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人低温工学・超電導学会（以下「この法人」という。）定款第8条から定款第14条の規程に基づき、この法人の会員の基準を定め、この法人における会員の適正な権利と義務を規定することを目的とする。

第2章 会員および社員

(構成)

第2条 会員の種類は、正会員、賛助会員、学生会員、事業会員とする。（定款第8条）
正会員をもって法律上の社員とする。（定款第8条2）

1 正会員

(1) 会員の資格

本会の目的に賛同して入会した個人。（定款第8条(1)）

(2) 入会手続

紹介者として、本会会員（正会員、賛助会員）1名の記名・捺印のある所定の入会申込書を、会費を添えて会長宛に提出し、理事会の承認を得なければならない。（定款第9条）

(3) 会費及び会費の納入（定款第10条）

正会員の会費は年額11,000円とする。また、4月1日で満65歳以上の正会員であって自己申告があった者は年額5,500円とする。なお、4月1日で満65歳以上の者で申請がない場合は、正会員と同額の年会費とする。但し、国外に在住する正会員が、国外で学会誌を必要とする場合は、国外送料を含めた会費を年額15,000円とする。

会費は6月末日までに納入しなければならない。但し、10月1日以降の入会者の会費は半額とする。

(4) 特典

①通常総会及び臨時総会に出席し、議決に参加することができる。（定款第15条）

②役員の選出と会長候補者の選出

役員と会長候補者の選挙を実施する年の1月1日における正会員は、その選挙の選挙権を有する。また、3年以上正会員である者は、その被選挙権を有する。（役員候補選出委員会規程第8条）

③学会誌の配布

事業年度に発行した学会誌を配布する。但し、途中入会者には、入会翌月号から配布する。

④学会事業への参加

この法人の主催する学会（原則として、年2回開催）に参加し、発表することができる。ただし、参加費は別途定める。この法人の主催する各種行事（研究会、調査研究会、講演会、見学会、講習会、サマーセミナー等）、および支部、部会主催の各種行事の一部（参加資格が設定された場合）に参加することができる。

（5）会費未納者の扱い

6月末までに会費を納入しない会員には、会費を納入するまで、会誌の送付を保留する。

（6）退会（定款第11条）

退会を希望する会員は、会長宛に退会届を提出しなければならない。6月末までに退会届を提出しない場合には、その年度の会費を納入しなければならない。

2 賛助会員

（1）会員の資格

本会の目的に賛同して入会した法人又は団体。（定款第8条(2)）

（2）入会手続

この法人に対して権利を行使する代表者（「会員代表者」という）を定め、会長宛に所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。（定款第9条）

（3）会費及び会費の納入（定款第10条）

年額一口60,000円とする。会費は6月末までに納入しなければならない。但し、口数4口以上の会員は、前期（6月末まで）と後期（12月末まで）に会費を分割して納入することができる。

（4）特典

以下の特典が与えられ、口数ごとの詳細については別表1に定める。

① 学会誌および学会講演概要集が口数に応じて配布される。

② 行事への参加

この法人の主催する学会（原則として、年2回開催）に参加し、聴講することができる。参加費は別途定め、適用は1口あたり年間2名までとする。

この法人の主催する各種行事（研究会、調査研究会、講習会など）、および支部、部会主催の各種行事の一部（参加資格が設定された場合）に正会員および当該事業会員と同等の資格で参加することができる。

③会員向け出展料の設定

この法人の主催する学会（原則として、年2回開催）会場の併設展示会に会員向け出展料で出展することができる。

④ホームページでの会員紹介

この法人の開設するホームページに会員企業の名簿が掲載されると共に各会員の紹介ページを設けることができる。

⑤特別招待券の配布

この法人の主催する学会（原則として、年2回開催）への特別招待券が配布される。

⑥特別行事の開催

この法人の主催する賛助会員向け特別行事に参加することができる。

(5) 退会（定款第 11 条）

退会を希望する会員は、会長宛に退会届を提出しなければならない。4 月 1 日までに退会届を提出しない場合には、その年度の会費を納入しなければならない。

3 学生会員

(1) 会員の資格

本会の目的に賛同して入会した個人であって、大学（学部・大学院）、専門学校等で、低温工学と超電導工学に関連ある課程を履修している者とする。（定款第 8 条（3））

(2) 入会手続

紹介者として、この法人の会員（正会員、賛助会員）1 名の記名・捺印のある所定の入会申込書を、会費を添えて会長宛に提出し、理事会の承認を得なければならない。（定款第 9 条）

学生会員は、在学証明書又はこれに代わるものを入会申込書と同時に提出する。

(3) 会費及び会費の納入（定款第 10 条）

学生会員の会費は年額 5,000 円とする。但し、国外に在住する会員が、国外で学会誌を必要とする場合は、国外送料を含めた会費を年額 10,000 円とする。

会費は 6 月末日までに納入しなければならない。但し、10 月 1 日以降の入会者の会費は半額とする。

(4) 特典

①学会誌の配布

事業年度に発行した学会誌を配布する。但し、途中入会者には入会翌月号から配布する。

②学会事業への参加

この法人の主催する学会（原則として、年 2 回開催）に参加し、発表することができる。ただし、参加費は別途定める。

この法人の主催する研究会、調査研究会、講演会、見学会、講習会、サマーセミナー等に参加することができる。

(5) 会費未納者の扱い

6 月末までに会費を納入しない会員には、会費を納入するまで、会誌の送付を保留する。

(6) 退会（定款第 11 条）

退会を希望する会員は、会長宛に退会届を提出しなければならない。6 月末までに退会届を提出しない場合には、その年度の会費を納入しなければならない。

4 事業会員

(1) 会員の資格

支部（関西支部、東北・北海道支部、九州・西日本支部）あるいは冷凍部会の目的

に賛同し、その事業を援助する個人、法人又は団体。（各支部規約第4条及び冷凍部会規定第2条）または研究情報の交流のため、学会誌「低温工学」の配布を希望する法人または団体（図書会員）。

（2）入会手続

支部長あるいは冷凍部会長宛に所定の入会申込書を提出し、支部役員会あるいは冷凍部会運営委員会の承認を得る。図書会員は学会事務局に所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得る。

（3）会費及び会費の納入

支部については、年額一口 20,000 円とする。会費は 6 月末までに納入しなければならない。冷凍部会については、民間企業会員は年額 60,000 円、大学・官公庁会員は 10,000 円とする。会費は 6 月末までに納入しなければならない。その他の冷凍部会会員および会費については別途定める。図書会員については年額 20,370 円とする。但し国外在住会員の会費は別途定める。

（4）特典

- ①所属する支部の総会あるいは冷凍部会総会に出席し、議決に参加することができる。
- ②事業への参加

所属する支部あるいは冷凍部会の主催する講演会、見学会、講習会、研究会等に参加することができる。

- ③図書会員へは原則として、暦年度に発行した学会誌「低温工学」を配布する。

（5）退会

退会を希望する会員は、支部長あるいは冷凍部会長、または事務局宛に退会届を提出しなければならない。

第3章 会員の除名と資格の喪失

（会員の除名（定款第12条））

第3条 会員が次の各号の一に該当する場合には、倫理規定第10条によって倫理委員会を理事会の決議によって設置し、審査を行った上、社員総会において、社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の決議によって、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この法人の定款その他規則に違反したとき
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- （3）その他除名すべき正当な事由があるとき

（資格の喪失（定款第13条））

第4条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）会費の納入が1年以上なされなかったとき。

(2) 当該会員が死亡、又は解散したとき。

第4章 雑則

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

本規程は、平成23年4月1日より施行する。

(2) 本規程は、平成25年4月1日より、改正施行する。

(3) 本規程は、平成29年1月26日より、改正施行する。

(4) 本規程は、令和元年10月23日に改正し、令和元年10月から施行する。

(5) 本規程は、令和4年3月29日に改定し、令和4年4月1日から施行する。

(6) 本規程は、令和4年10月18日に改定し、令和4年10月18日から施行する。

(7) 本規程は、令和6年10月28日に改定し、令和8年4月1日から施行する。

別表1

特典項目	3口以下	4口以上
学会誌の無料配布	2冊	3冊
講演概要集の無料配布	1冊	
賛助会員向け学会参加費の適用*	1口あたり年間累計2名	
各種行事での賛助会員参加費の適用**	口数によらず適用 (人数制限なし)	
賛助会員向け出展料の適用	口数によらず適用	
ホームページへの 会員紹介ページ掲載	口数によらず適用 (最大3枠)	
学会への特別招待券配布***	年間1枚	年間2枚
賛助会員向け特別行事への参加	口数によらず適用 (人数制限なし)	

*当該年度の秋および次年度の春の学会を対象とし、1口あたり累計2名分まで適用

**主催者が公開行事において賛助会員向け参加費を設定した場合のみ適用

***学会期間中のうち指定された催事への無料招待

改定前	改定後
第2条 1 正会員 （4）特典 ④学会事業への参加 この法人の主催する学会（原則として、年2回開催）に参加し、発表することができる。ただし、参加費は別途定める。この法人の主催する研究会、調査研究会、講演会、見学会、講習会、サマーセミナー等に参加することができる。 2 賛助会員 （4）特典 ②行事への参加 この法人の主催する学会（原則として、年2回開催）に参加し、聴講することができる。参加費は正会員と同額とする。 この法人の主催する各種行事(研究会、調査研究会、講習会など)、および支部、部会主催の各種行事の一部に正会員および当該事業会員と同等の資格で参加することができる 4 事業会員 （4）特典 ②行事への参加 この法人の主催する学会（原則として、年2回開催）に参加し、発表することができる。ただし、参加費は別途定める。	第2条 1 正会員 （4）特典 ④学会事業への参加 この法人の主催する学会（原則として、年2回開催）に参加し、発表することができる。ただし、参加費は別途定める。この法人の主催する<u>各種行事</u>（研究会、調査研究会、講演会、見学会、講習会、サマーセミナー等）、および支部、部会主催の<u>各種行事の一部（参加資格が設定された場合）</u>に参加することができる。 2 賛助会員 （4）特典 ②行事への参加 この法人の主催する学会（原則として、年2回開催）に参加し、聴講することができる。<u>参加費は別途定め、適用は1口あたり年間2名までとする。</u> この法人の主催する各種行事(研究会、調査研究会、講習会など)、および支部、部会主催の各種行事の一部（<u>参加資格が設定された場合</u>）に正会員および当該事業会員と同等の資格で参加することができる。 4 事業会員 （4）特典 ②行事への参加 <u>削除</u>